

旭健推第534号
平成28年 2月10日

医療機関の長 様

旭川市保健所長 杉澤 孝久
(健康推進課担当)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)」に関する情報提供及び協力依頼について

衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、厚生労働省健康局長から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)」がありました。

つきましては、健康推進課保健予防係ホームページ上の「医療機関向け情報(感染症に関する通知等)」に關係通知を掲載いたしますので、内容について御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

1 改正の趣旨

平成27年5月以降、ジカウイルス感染症については、ブラジルをはじめとする中南米地域において多数の患者が報告されており、ジカウイルス感染症に妊婦が感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても指摘されている。また媒介蚊であるヒトスジシマカは国内各地(秋田県および岩手県以南)に生息しており、今後国内で感染者が出る可能性もある。こういった状況を踏まえ、ジカウイルス感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図るため、所要の措置を講じる。

2 改正政令の概要

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令について

ジカウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第6条第5項第11号の規定により政令で定める四類感染症に追加する。

(2) 検疫法施行令について

ジカウイルス感染症について、検疫法(昭和26年法律第201号)第2条第3号の規定により政令で定める検疫感染症に追加する。

(3) 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(平成28年2月15日)から施行する。

2 関係通知掲載 URL:

健康推進課保健予防係ホームページ上の、「医療機関向け情報(感染症に関する通知等)」に掲載

http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/kenkousuisin/yobou/IFDS_top.htm#tuchi

(新ホームページ移行予定のため、2月24日以降はこのURLは使えません。旭川市ホームページから「感染症に関する通知 平成27年度」で検索してください。)

・平成28年2月5日付け厚生労働省健康局長通知

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)」

(連絡先)

健康推進課保健予防係 阿部・松浦

TEL 25-9848

FAX 26-7733

